

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月 1日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第58号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 第1条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成30年四日市市規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
<p>(個人使用に供する施設及び使用日) 第3条 個人使用に供する施設は次の表の左欄に掲げる施設とし、その使用日は同表の右欄の期間内で、指定管理者が市長の承認を得て定める日とする。ただし、市長は特別の理由があると認めるときは、同表の右欄の期間を変更することができる。</p>	<p>(個人使用に供する施設及び使用日) 第3条 個人使用に供する施設は次の表の左欄に掲げる施設とし、その使用日は同表の右欄の期間内で、指定管理者が市長の承認を得て定める日とする。ただし、市長は特別の理由があると認めるときは、同表の右欄の期間を変更することができる。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 1258 663 1319">施設名</th> <th data-bbox="663 1258 794 1319">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="204 1319 794 1379">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1379 663 2022"> 四日市市中央第2体育館（以下「中央第2体育館」という。） 四日市市中央陸上競技場（以下「中央陸上競技場」という。） （四日市市中央フットボール場（以下「中央フットボール場」という。）Aフィールド） </td> <td data-bbox="663 1379 794 2022">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	期間	(略)		四日市市中央第2体育館（以下「中央第2体育館」という。） 四日市市中央陸上競技場（以下「中央陸上競技場」という。） （四日市市中央フットボール場（以下「中央フットボール場」という。）Aフィールド）	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="890 1258 1350 1319">施設名</th> <th data-bbox="1350 1258 1461 1319">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="890 1319 1461 1379">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="890 1379 1350 2022"> <u>四日市市中央体育館（以下「中央体育館」という。）</u> 四日市市中央第2体育館（以下「中央第2体育館」という。） 四日市市中央陸上競技場（以下「中央陸上競技場」という。） （四日市市中央フットボール場（以下「中央フットボール場」という。）Aフィールド） <u>四日市市中央トレーニング</u> </td> <td data-bbox="1350 1379 1461 2022">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	期間	(略)		<u>四日市市中央体育館（以下「中央体育館」という。）</u> 四日市市中央第2体育館（以下「中央第2体育館」という。） 四日市市中央陸上競技場（以下「中央陸上競技場」という。） （四日市市中央フットボール場（以下「中央フットボール場」という。）Aフィールド） <u>四日市市中央トレーニング</u>	(略)
施設名	期間												
(略)													
四日市市中央第2体育館（以下「中央第2体育館」という。） 四日市市中央陸上競技場（以下「中央陸上競技場」という。） （四日市市中央フットボール場（以下「中央フットボール場」という。）Aフィールド）	(略)												
施設名	期間												
(略)													
<u>四日市市中央体育館（以下「中央体育館」という。）</u> 四日市市中央第2体育館（以下「中央第2体育館」という。） 四日市市中央陸上競技場（以下「中央陸上競技場」という。） （四日市市中央フットボール場（以下「中央フットボール場」という。）Aフィールド） <u>四日市市中央トレーニング</u>	(略)												

四日市市楠体育館（以下「楠体育館」という。）

四日市市松原テニスコート
（以下「松原テニスコート」という。）

温水プール

四日市市三滝武道館（以下「三滝武道館」という。）

（指定管理者による管理）

第21条 条例第3条の規定に基づき、指定管理者が管理する運動施設は、次の各号に掲げる全ての運動施設とする。

(1)から(7)まで （略）

(8) （略）

(9) （略）

(10) （略）

(11) （略）

(12) （略）

(13) （略）

(14) （略）

(15) （略）

(16) （略）

(17) （略）

(18) （略）

(19) （略）

(20) （略）

場（以下「中央トレーニング場」という。）

四日市市楠体育館（以下「楠体育館」という。）

四日市市松原テニスコート
（以下「松原テニスコート」という。）

温水プール

四日市市三滝武道館（以下「三滝武道館」という。）

（指定管理者による管理）

第21条 条例第3条の規定に基づき、指定管理者が管理する運動施設は、次の各号に掲げる全ての運動施設とする。

(1)から(7)まで （略）

(8) 中央体育館

(9) （略）

(10) 中央トレーニング場

(11) （略）

(12) （略）

(13) （略）

(14) （略）

(15) （略）

(16) （略）

(17) （略）

(18) （略）

(19) （略）

(20) （略）

(21) （略）

(22) （略）

(21) (略)	(23) (略)
(22) (略)	(24) (略)
(23) (略)	(25) (略)
(24) (略)	(26) (略)
(25) (略)	(27) (略)
(26) (略)	(28) (略)
(27) (略)	(29) (略)

改正後	
別表第2 (第8条関係)	
システムによる仮予約対象施設	仮予約開始日
霞ヶ浦体育館、霞ヶ浦弓道場、中央第2体育館、中央フットボール場、楠多目的運動場、楠体育館、楠テニスコート、三滝武道館会議室、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、垂坂サッカー場及び本郷河川敷グラウンド	(略)
(略)	
備考 (略)	

改正前	
別表第2 (第8条関係)	
システムによる仮予約対象施設	仮予約開始日
霞ヶ浦体育館、霞ヶ浦弓道場、中央体育館、中央体育館第2会議室、中央第2体育館、中央フットボール場、楠多目的運動場、楠体育館、楠テニスコート、三滝武道館会議室、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、垂坂サッカー場及び本郷河川敷グ	(略)

ラウンド	
(略)	
備考 (略)	

改正後				
別表第3 (第13条関係)				
設備器具等利用料金の限度額				
施設名	種別	単位	金額 (金)	備考
野球場	(略)			(略)
	シャワー (温水のみ)	(略)		
(略)				
テニスセンター	(略)			(略)
	ポータブルワイヤレスアンテナ (マイク付)	(略)		
	照明装置 (屋外コート)	(略)		
	照明装置 (屋根付きコート)			
	照明装置 (サブコート)			
	照明装置 (メインコート)			
	(略)			
霞ヶ浦プール	(略)			(略)
	ベースタイマー	(略)		
霞ヶ浦体育館	(略)			(略)
	体操器具	(略)		
中央第2体育館	(略)			(略)

	暖房装置	(略)		
	フロア照明装置	1時間	460	
	(略)			
	空手マット	(略)		
	フロアシート	(略)		
	椅子(3人用)	(略)		
	ガストーブ	(略)		
	ポータブルマイク	(略)		
陸上競技場	(略)			
	照明装置(100Lx)	(略)		
	エアコン	(略)		
	(略)			
中央フットボール場	(略)			
	ポータブルワイヤレスアンプ(マイク付)	(略)		
	照明装置(Aフィールド)	全灯	(略)	
		フィールドのみ		
	トラックのみ			
(略)				
三滝武道館(柔道場・剣道場)	(略)			
	シャワー(温水のみ)	(略)		
		(略)		
(略)				
各施設共通	(略)			
	テント	(略)		
	特殊電灯電力料	1口1回	40	

	コインロッカー	(略)	
	(略)		

備考

- 1 午前、午後又は夜間の使用時間を各1回とし、野球場については2時間を1回とする(特殊電灯電力については、全施設とも午前、午後又は夜間の使用時間を各1回とする。)。ただし、コインロッカー及びコインシャワーは除く。
- 2 (略)

改正前

別表第3 (第13条関係)

設備器具等利用料金の限度額

施設名	種別	単位	金額 (金)	備考
野球場	(略)			(略)
	シャワー (温水のみ)	(略)		
	特殊電灯電力料	1口1回	40	
(略)				
テニスセンター	(略)			(略)
	ポータブルワイヤレスアンプ (マイク付)	(略)		
	特殊電灯電力料	1口1回	40	
	照明装置 (屋外コート)	(略)		
	照明装置 (屋根付きコート)			
	照明装置 (サブコート)			
	照明装置 (メインコート)			
(略)				

霞ヶ浦プール	(略)		
	ベースタイマー	(略)	
	特殊電灯電力料	1口1回	40
霞ヶ浦体育館	(略)		
中央体育館及び 中央第2体育館	(略)		中央体育館 中央第2体 育館
	暖房装置	(略)	
	舞台照明装置	1式1回	3,300
	フロア照明装置 (中央緑地体育 館)	1系統1 時間	220
		1時間	660
	フロア照明装置 (中央緑地第2体 育館)	1時間	460
	(略)		
	空手マット	(略)	
	プラットホーム	1台1回	660
	ジャッジランプ及 び重量掲示板	1式1回	660
	バーベル	1式1回	550
	フロアシート	(略)	
	椅子(3人用)	(略)	
	ピアノ	1台1回	3,300
	指揮台	1台1回	110
	譜面台	1台1回	30
	山台	1枚1回	60
	竹羽目	1式1回	550
	ガストーブ	(略)	
	特殊電灯電力料	1口1回	40
	エアコン(体育館)	1時間1 台	220
	エアコン(会議室)	1時間1	310

		台		
	ポータブルマイク	(略)		
(略)				
陸上競技場	(略)			
	照明装置 (100 L x)	(略)		
	特殊電灯電力料	1口1回		40
	エアコン	(略)		
	(略)			
中央フットボール場	(略)			
	ポータブルワイヤレスアンプ (マイク付)	(略)		
	特殊電灯電力料	1口1時間		40
	照明装置 (Aフィールド)	全灯 フィールドのみ トラックのみ	(略)	
	(略)			
三滝武道館 (柔道場・剣道場)	(略)			
	シャワー (温水のみ)	(略)		
	特殊電灯電力料	1口1回		40
(略)				
各施設共通	(略)			
	テント	(略)		
	コインロッカー			
	(略)			

備考

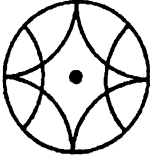
1 午前、午後又は夜間の使用時間を各1回とし、野球場については2時間を1回とする。ただし、コインロッカー及びコインシャワーは除く。

2 (略)

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第9条関係）

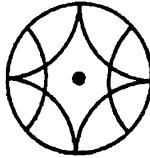
（表紙表）

運動施設共通回数使用券		No.
使用できる施設	中央第2体育館 霞ヶ浦プール	中央陸上競技場 三滝武道館 楠体育館
有効期間	年 月 日まで	
		円
	（上記金額には消費税を含んでいます。）	
	※ 本券切離し無効	
	指定管理者	

（表紙裏）

注 意 事 項	
1 本券の使用区分は、次のとおりとします。 1回2時間につき1枚	
2 入退場及び係員が求めたときは、本券を提示してください。	
3 本券を紛失したときは、改めて料金を申し受けます。	
4 本券は、入場前に切り離すと無効になります。	
5 本券発行後の払戻しはできません。	

（回数使用券）

運動施設共通回数使用券	
使用日	退場時刻
	

第2条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第21条 条例第3条の規定に基づき、指定管理者が管理する運動施設は、次の各号に掲げる全ての運動施設とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> (略)</p> <p><u>(23)</u> (略)</p> <p><u>(24)</u> (略)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第21条 条例第3条の規定に基づき、指定管理者が管理する運動施設は、次の各号に掲げる全ての運動施設とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 四日市市霞ヶ浦弓道場(以下「霞ヶ浦弓道場」という。)</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> (略)</p> <p><u>(23)</u> (略)</p> <p><u>(24)</u> (略)</p> <p><u>(25)</u> (略)</p>

(25) (略)	(26) (略)
(26) (略)	(27) (略)

改正後	
別表第2 (第8条関係)	
システムによる仮予約対象施設	仮予約開始日
霞ヶ浦体育館、中央第2体育館、中央フットボール場、楠多目的運動場、楠体育館、楠テニスコート、三滝武道館会議室、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、垂坂サッカー場及び本郷河川敷グラウンド	(略)
(略)	
備考 (略)	

改正前	
別表第2 (第8条関係)	
システムによる仮予約対象施設	仮予約開始日
霞ヶ浦体育館、 <u>霞ヶ浦弓道場</u> 、中央第2体育館、中央フットボール場、楠多目的運動場、楠体育館、楠テニスコート、三滝武道館会議室、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、垂坂サッカー場及び本郷河川敷グラウンド	(略)
(略)	
備考 (略)	

第3条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正後					
別表第3（第13条関係）					
設備器具等利用料金の上限額					
施設名	種別	単位	金額（金）	備考	
野球場	(略)			SBO機及びBSO機の利用料金は、霞ヶ浦第1スコアボード、 <u>第2スコアボード</u> 又は <u>第3スコアボード</u> を使用する場合は無料とする。	
	スコアボード	<u>霞ヶ浦第1</u>	(略)		
		<u>霞ヶ浦第2及び霞ヶ浦第3</u>			
	(略)				
	照明装置	<u>霞ヶ浦第1</u>	半時間		(略)
		<u>霞ヶ浦第3</u>			<u>1,290</u>
(略)					
(略)					
備考 (略)					

改正前				
別表第3（第13条関係）				
設備器具等利用料金の上限額				
施設名	種別	単位	金額（金）	備考
野球場	(略)			SBO機及びBSO機の利用料金は、霞ヶ浦第1スコアボード
	スコアボード	<u>霞ヶ浦1</u>	(略)	
		<u>霞ヶ浦</u>		

		第 2		又は第 2 スコア ボードを使用す る場合は無料と する。	
	(略)				
	照明装 置	<u>霞ヶ浦</u> <u>1</u>	半時間		(略)
	(略)				
(略)					
備考 (略)					

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条の規定 令和 2 年 5 月 1 日
- (2) 第 3 条の規定 令和 2 年 5 月 29 日

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)